**性暴力対策に関する取組について**

**令和3年12月**

**大阪府**

目次

１．はじめに･･････････････････････････････････････・・・・・・・・・・・・ 1

２．性暴力の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　　　2

　（１）性暴力の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

　（２）被害に遭ったときの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　（３）加害者との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　（４）二次被害がもたらす影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　（５）被害の相談状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

　 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

３．大阪府における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（１）教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（２）相談窓口の充実・被害者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（３）被害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １3

４．相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １5

**１．はじめに**

性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと、二次被害への恐れ等から相談することを躊躇し、被害が潜在化しやすいこと、同じ加害者による性暴力が何度も繰り返される例が少なくないこと等、多くの課題があり、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

大阪府では、令和３年３月に策定した「おおさか男女共同参画プラン（２０２１－２０２５）」に「性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進・強化」を基本的方向性のひとつに位置付け、現在、各部局において、様々な取組を推進しています。

昨今、性暴力やセクシュアルハラスメントなどの「女性に対する暴力」が社会問題となっている中、誰もが、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、性暴力に関する教育・啓発から被害者に対する相談・支援、被害防止対策までの一貫した取組が求められています。

これらのことを踏まえ、性暴力への理解を深め、その根絶への一助とするため、大阪府が、性暴力対策として取り組んでいる施策・事業を「性暴力対策に関する取組」として横断的、体系的に取りまとめました。

引き続き、性暴力のない社会の実現をめざして取組を進めてまいります。

**-性暴力とは-**

同意に基づかない、対等でない、強要された性的な行為や発言で、不均衡な力関係を背景に行われる加害者から被害者に対する「性」を媒介とした人権侵害です。また、その動機は、性的欲求や衝動のみではなく、攻撃、支配、ストレス発散、強さの主張等、さまざまです。

性暴力となる行為の例としては、強制性交、強制わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮等の性犯罪や、セクシュアルハラスメント、AV出演強要、ストーカー行為などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティ、子どもたちも被害に遭っています。

また、性暴力は顔見知り、あるいは親密な関係の中で起こる可能性が非常に高いという特徴があります。

**２．性暴力の現状と課題**

**（１） 性暴力の実態**

**【望まない性的な行為を受けた経験】**

大阪府が令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（以下「府民意識調査」という。）によると、女性の12.9％、男性の3.4％が「望まないのに性的な行為をされたことがある」と回答しています。

また、令和２年度の内閣府「男女間における暴力に関する調査」（以下「内閣府調査」という。）によると、女性の6.9%が「無理やりに性交等をされた被害経験があった」と回答しており（男性は１%）、女性のおよそ14人に1人が被害に遭ったことになります。

一方、令和２年度に全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は51,141件と令和元度年（41,384件）と比較して、23.6%増加しており、昨今の新型コロナウイルス感染拡大下において、在宅時間が長くなった影響で、同居人から被害を受けるなど、性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

**性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移（全国）**

（件）

出典：内閣府男女共同参画局調べ

注：相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計

**【DVにおける性暴力】**

内閣府調査によると（詳細後述）、無理やりに性交等された被害経験のある人に、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.9％、「配偶者」が16.2％、「元配偶者」が10.6％とあり、性暴力被害の中でも、性的DV（配偶者等からの性的暴力）が5割以上に上ることが明らかとなりました。性暴力被害の中でも、特に性的DVは相談に結び付きにくく、夫婦やパートナー間の事であるため、被害者も性暴力であると認識しづらいなどの現状が指摘されています。

これに対して、刑法改正の検討項目に「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」が含まれており、また、DV防止法の改正検討においても、通報や保護命令の対象を、性的DVまで拡大するなど、性的DVの法的な規定に向けた動きがあります。

国際社会における動きとして、女子差別撤廃条約（注）に基づく日本の定期報告に関して、2016年に国連の女子差別撤廃委員会より「配偶者強姦を明示的に犯罪化すること」について勧告がなされています。

（注）女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女平等を規定する条約。1979年に国連総会で採択され、日本は1985年に批准。

**【若年女性に対する性暴力】**

近年、アダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「ＪＫビジネス」と呼ばれる営業、SNS等のインターネット上の新たなコミュニケーションツールの利用等により若年女性が性暴力被害に遭うなど、深刻な状況にあります。

内閣府が令和元年に15歳から39歳までの女性を対象に実施した性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査によると、モデル・アイドル等の勧誘等により契約した人の36.2％が、「契約時に聞いていない、同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるように要求された」と回答しており、そのうち41．7%が求められた行為を行ったと回答しています。

**【子どもに対する性暴力】**

令和２年の大阪府における強制性交等及び強制わいせつの認知件数は、それぞれ152件と521件でした。強制性交等の被害は、学生が全体の約39％を、また、強制わいせつの被害は、学生が全体の約48％を占めています。強制性交等の学生の被害者では、中学生の占める割合が最も多く、強制わいせつでは、小学生が占める割合が最も多くなっています。

内閣府調査によると、無理矢理に性交等された被害者のうち、被害に遭った時期に関して、「小学校入学前」が8.5％、「小学生のとき」が11.3％、「中学生のとき」が4.9％となっています。

また、令和２年の警察庁の調査によると、SNSの利用がきっかけで、児童買春や児童ポルノ等の性被害を受けた18歳未満の子どもは、1,819人と増加傾向で推移しています。

**【障がい者に対する性暴力】**

平成30年度に内閣府がとりまとめた「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書によると、268件の選定事例のうち、障害者手帳の有無にかかわらず、障がい「あり」と見受けられる事例は70件（約26％）でした。同報告書において、若年被害者の中には、知的障がい、発達障がいの影響により被害を「被害」と認識することが難しいこと等から、繰り返し性暴力を受けたり、たとえ支援機関等につながっていたとしても、被害を支援者等に適切に伝えることが難しいこと等から、被害が潜在化し、適切な支援につながりにくい状況にあることが報告されています。

**【ストーカー被害】**

大阪府における令和２年中のストーカー事案の相談受理件数は、934件、ストーカー規制法違反の検挙件数は、34件、ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令を合わせた件数は、254件でした。

また、内閣府調査によると、ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールの送信等の被害経験について、「１人からあった」が5.1%、「２人以上からあった」が2.4％で、被害経験のある人は7.5%となっています。性別でみると、被害経験のある女性は10.7%、男性は4.0%となっています。

**【セクシュアルハラスメント等】**

性的な冗談やからかい、必要なく身体に触る、仕事に関係なく執拗に食事等に誘うなどのセクシュアルハラスメントは、被害者が、その執拗な行為に耐え続け、重大な精神的苦痛を受けることがあります。

令和３年３月に公表された厚生労働省による「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去３年間に勤務先でセクハラを受けた経験があると回答した従業員は、10.2%となっています。

セクシュアルハラスメントは、ジェンダーハラスメント（ジェンダーバイアスや性別役割分担意識等に基づくハラスメント）やパワーハラスメントなど、その他のハラスメントと複合的に生じ得ることに留意する必要があります。

**（２） 被害に遭ったときの状況**

内閣府調査によると、無理矢理に性交等された被害に遭ったときの状況に関して、「相手から、不意をつかれ、突然に襲いかかられた」　が26.8%、「相手から『何もしない』『変なことはしない』『乱暴しない』などとだまされた」　が23.2%、「相手との関係性から拒否できなかった」　が23.2%　、「驚きや混乱等で体が動かなかった」が19.7%と続いています。

多くの被害が、「被害に遭うのは夜遅い時間に出歩いているときだけ」、「被害者が本気で抵抗すれば、逃げることができたはず」といった性暴力に対する誤った固定観念と異なる状況で起きています。

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和2年度

**被害に遭ったときの状況（複数回答）**

**（３） 加害者との関係**

内閣府調査によると、性暴力加害者との関係では「全く知らない人」が12.0%、「その他」が9.9%であり、加害者の8割近くが配偶者や交際相手、顔見知りであることが明らかとなりました。

**加害者との関係（複数回答）**

(n=142人)

(n=125人)

(n= 17人)

（％）

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和2年度

**（４） 二次被害がもたらす影響**

性暴力において、加害者側に全面的に非があるにもかかわらず、「嫌なら抵抗するはず」、「肌を露出した服を着ているから被害に遭う」など、被害者側にも落ち度があるといった誤った固定観念により、二次被害を受ける被害者は少なくありません。

こうした性暴力に関する誤った認識、偏見や「女性は男性に従うべき」、「男性は多少乱暴な方が良い」といったジェンダーに起因する偏見（ジェンダー・バイアス）に基づく周囲の人々の言動により、被害者が被害後、さらに精神的に傷つけられる現状が指摘されています。

また、二次被害を恐れて、被害の届け出を躊躇う被害者心理を犯行に利用する加害者は少なくありません。このように、二次被害は被害者の回復を妨げるだけでなく、新たな性暴力加害を誘発する危険性をもはらんでいます。

**（５） 被害の相談状況等**

　性暴力被害の相談状況に関して、内閣府調査によると、6割近くが、被害を、どこ（だれ）にも相談しておらず、「友人・知人に相談した」と回答した割合は23.2%で、警察（5.6%）やワンストップ支援センター（0.7%）への相談割合は、極めて低い状況です。

また、令和２年の大阪府における強制性交等及び強制わいせつの認知件数は、それぞれ152件と521件で、被害割合は約5,800人に1人（注）と、府民意識調査の被害割合（12.9%、女性の約８人に１人）と大きな隔たりがあります。

このことから、警察に被害を届けていない被害者がたくさんいると考えられます。

（注）令和2年の大阪府における強制性交等及び強制わいせつ認知件数の合計を令和3年10月1日時点の大阪府20歳以上女性人口で除した推計値

**被害の相談先（複数回答）**

(n=142人)

(n=125人)

(n= 17人)

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和2年度

（%）

**≪国の動向≫**

参　考

**「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の策定**

国は、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」に定めました。

強化方針には、刑事法の在り方検討はもとより、切れ目のない被害者支援及び再犯防止施策の更なる充実、教育・啓発の強化等の取組が盛り込まれており、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討、実施の具体的方針や時期が示されています。

**（内閣府男女共同参画局HP）**[**https://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/seibouryoku/measures.html**](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html)

**「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の制定**

わいせつ行為などで処分される教員の増加を受け、令和3年5月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（わいせつ教員対策新法）が成立しました。

同法において、学校教職員等による児童生徒等へのわいせつ行為、強制性交、その他、刑事罰の対象とはならないが、懲戒免職処分の対象となりうる行為が、「児童生徒性暴力等」として、定義され、同意の有無に関わらず禁止する旨が明記されました。

また、児童生徒への性暴力等により免許状が失効した者（特定免許状失効者等）に、再び免許状を交付する際に、都道府県教育委員会に再交付の可否の裁量権を与えることや、当該教員に関する情報を記載したデータベースの整備等について定めており、国は今後、再交付における判断基準や性暴力防止のための基本指針の策定を進めることとしています。

**刑法の改正に向けた議論**

平成29年に、刑法が110年ぶりに大幅改正されました。同改正では、それまで強制わいせつとして扱われていた肛門性交や口腔性交を強制性交等罪として位置づけ、性犯罪の法定刑を引き上げるなど、被害の実情に応じた適切な刑罰に処することをめざして行われました。

改正刑法の附則において、施行後3年後を目途とする検討規定が置かれており、国は、令和2年に「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置し、同検討会において、「暴行・脅迫」「抵抗不能」要件の在り方、性交同意年齢の在り方、配偶者間の性的行為に関する処罰規定の在り方等について検討し、令和3年5月に報告書として取りまとめました。同年9月には、法務大臣から法制審議会に対して、性犯罪に対処するための法整備に関して、諮問がなされました。

**≪性暴力根絶に向けた社会的気運の高まり≫**

2019年に出された4つの性犯罪事件の無罪判決に対して、東京で抗議運動が行われ、500人以上の人々が集まりました。このフラワーデモは、1年間で全都道府県に広がりを見せ、性暴力の根絶と刑法の改正を訴え、毎月11日に、スピーチやプラカードによるデモが行われています。

また、ＳＮＳ上で性犯罪やセクシュアルハラスメントの被害に遭った人たちが、その体験を告白し、共有する「#Me Too運動」は、2007年にアメリカで端を発し、2017年頃から世界中に広がっています。このような運動を通して、今まで「なかったこと」にされてきた性暴力被害の当事者や支援団体等が声を上げ、性暴力の根絶を求める社会的気運が高まっています。

**≪国際的な動き≫**

令和２年４月には、アントニオ・グテーレス国連事務総長が、新型コロナウイルス感染拡大がＤＶをはじめとする女性に対する暴力の増加に繋がっていることを指摘し、各国政府に対し、女性及び女児をコロナの対応に向けた取組の中心に据えるよう強く要請するビデオメッセージを発出しました。

**大阪府では、性暴力のない社会の実現をめざし、各行政分野において、「教育・啓発」、「相談窓口の充実・被害者支援」、「被害防止対策」に関する取組を行っています。**

**３．大阪府における取組**

**（１）　教育・啓発**

性暴力を根絶するためには、社会全体がジェンダー・バイアスを払しょくし、被害者の視点に立って、性暴力に関する理解を深め、偏見をなくす必要があります。

特に、児童・生徒に対しては、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないため、ジェンダー平等への理解促進や、対等で暴力を伴わない人間関係の構築、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえた生命（いのち）の安全教育の推進など、性暴力に関する構造的な理解を促す取組が重要です。被害防止の観点からは、児童・生徒自身が、性暴力に関する正しい情報を理解し、危険から身を守るための力を育成する取組や、被害に遭った場合の対処法に関する教育・学習機会の充実が求められます。

また、セクシュアルハラスメントは、組織における関係の非対称性を濫用して、優位にある者が劣位にある者に対して、性的に不快な状況を強いることであり、職場以外でも学校等のあらゆる場で起こりうるものです。

そのため、企業等に対しては、近年の法令改正に伴う雇用管理上の措置義務化や防止体制の強化等を踏まえた働きかけを行うほか、学校等のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、教育・啓発活動を推進する必要があります。

**＜教育・啓発に関する主な取組＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 概　要 | 担当課 |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発 | 子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進 | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取組み及び教育・啓発 | 携帯電話事業者や大阪府警、教育庁等と連携して、青少年や保護者に対して有害情報の閲覧防止のためのフィルタリングサービスの普及啓発に努めるとともに、青少年が自ら考えてインターネットを適切に利用できるよう、教育啓発を推進 | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| おおさかSNS子ども安心サイトによる啓発 | おおさかSNS子ども安心サイトを設置し、インターネットの正しい使い方やトラブル回避の動画、相談窓口等を掲載し、青少年に対してSNS等インターネットの安全な利用を促進 | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| 女性に対する暴力をなくす運動 | 暴力を許さない社会の意識づくりを図るため、毎年11月に行われる「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、各種啓発事業を実施 | 府民文化部  男女参画・府民協働課 |
| デートＤＶ予防啓発 | 若年がデートＤＶの被害者・加害者とならないよう、中学生・高校生等を対象にリーフレットを活用し、予防啓発を推進 | 府民文化部  男女参画・府民協働課 |
| 児童虐待防止対策の  ための広報啓発事業 | 性暴力を含む児童虐待等の通告先の通知や児童虐待に対する意識啓発など児童虐待防止対策を強化するための広報啓発を実施 | 福祉部  子ども室 |
| 障がい者虐待防止の  啓発 | 性暴力を含む障がい者虐待の通報窓口の周知や市町村・障がい福祉サービス事業所職員等を対象とした研修において、障がい者虐待の未然防止・早期発見に関する講義を実施 | 福祉部  障がい福祉室 |
| 高齢者  虐待防止の啓発 | 性暴力を含む高齢者虐待の通報窓口の周知や介護支援専門員等を対象とした研修において高齢者虐待の未然防止・早期発見に関する講義を実施 | 福祉部  高齢介護室 |
| セクシュアルハラスメント防止の啓発 | 労働相談事例を踏まえ、労働法の基本理解や、職場のハラスメント（セクハラ、パワハラ）防止などを図る研修に講師を派遣 | 商工労働部雇用推進室 |
| 「こどものエンパワメント支援指導事例集」の活用 | 子ども自身が自らを守る力を育成し、暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用を促進 | 教育庁  市町村教育室 |
| ｢小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集｣の活用 | ｢小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集｣を活用し、男女平等教育の一層の充実を図る | 教育庁  教育振興室、  市町村教育室 |
| 「生命（いのち）の安全教育」の推進 | 「生命（いのち）の安全教育」の周知を行うとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の趣旨を踏まえた教育・啓発の充実を図る。 | 教育庁  教育振興室、  市町村教育室 |
| ｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメント防止のために｣の趣旨の周知徹底 | ｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメント防止のために｣の趣旨の周知徹底を学校・市町村に指示し、被害の未然防止・早期対応に努める | 教育庁  教育振興室、  市町村教育室 |
| 性犯罪被害防止等の  ための啓発事業 | 性犯罪被害を防止し、警察への被害の相談や申告のハードルを下げて、申出を促すための各種広報啓発及び情報発信を実施 | 警察本部刑事部  捜査第一課  教育庁教育振興室 |
| 福祉犯被害防止のための広報啓発活動の推進 | 犯罪防止教室、犯罪被害防止教室を通じて、児童買春等福祉犯被害防止に関する意識啓発のための情報発信を実施 | 警察本部  生活安全部  少年課 |
| 列車内ちかん追放キャンペーン等の推進 | 鉄道事業者等と連携して、列車内ちかん追放キャンペーンの実施や啓発用ポスターの掲示、車内アナウンスにより、痴漢追放の機運を高める | 警察本部  地域部  鉄道警察隊 |

**（２）　相談窓口の充実・被害者支援**

被害者にとって身近で多様な相談窓口の設置や、被害者の心情に配慮した相談環境の整備、相談窓口の広報・周知等を推進し、被害の潜在化を防止する必要があります。

平成29年度に警察庁が実施した犯罪被害類型別調査によると性犯罪被害者が警察に相談しやすくなるための条件として、「周りの人に知られずに相談できること（個室での対応等）、プライバシーが守られること」（56.3%）が最も高く、次いで「相談窓口が近くにあること」（44.4%）、「希望する性別の職員に対応してもらえること」（42.2%）、「相談窓口が日ごろから広報・周知されること」（34.1%）等に高いニーズがあることが示されています。

大阪府では、女性が直面している様々な問題に対する相談事業を始め、配偶者暴力相談支援センターにおける相談、警察における「性犯罪被害110番」、「ストーカー110番」、「列車内ちかん被害相談」などの窓口を設け、被害者からの相談に応じています。引き続き、被害者が相談しやすい体制づくりが求められます。

　国は、「第二次犯罪被害者等基本計画」（2013年）及び「第４次男女共同参画基本計画」（2015年）において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するための施策を盛り込みました。

これに先立つ平成22（2010）年に、日本で最初のワンストップ支援センターとして、病院拠点型の「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が開設されました。大阪府では、被害直後から相談支援、医療的支援、心のケアや法的支援を含めた関係機関等との支援のコーディネート等、総合的・包括的支援を実施する同センターへの支援を通じて、性暴力等被害の潜在化防止を推進しています。また、同センターを核とする協力医療機関と性暴力被害者支援ネットワークを構築することで、警察への届け出をためらう被害者が身近なところで支援を受けられるようにするとともに、相談や証拠物採取・保管等の被害者支援スキルの向上や共有を図り、被害者支援体制の拡充に取り組んでいます。引き続き、被害者の置かれた状況に配慮した丁寧な支援により、被害者の心身の負担を軽減し、回復に繋げる取組が求められます。

**＜相談に関する主な取組＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 概　要 | 担当課 |
| 女性弁護士による  法律相談の実施 | 性暴力被害等に悩む女性を支援するため、女性弁護士による、法律問題に関する面接相談を実施 | 府民文化部  男女参画・府民協働課 |
| 女性相談事業 | 女性が直面している様々な問題について、カウンセリングを通じ、女性の自立と主体的な生き方に向け、必要な援助と解決のためのサポートを実施 | 府民文化部  男女参画・府民協働課 |
| 労働相談の実施 | 府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話、面談及びオンラインにより情報提供やアドバイス等を実施 | 商工労働部  雇用推進室 |
| 女性相談センターに  おける相談事業 | 様々な悩みを持つ女性のために相談事業を実施（DV電話相談は年中24時間対応。緊急一時保護は年中24時間対応。） | 福祉部  子ども室 |
| 配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 | 配偶者からの暴力に悩む方のために大阪府女性相談センター、府配偶者暴力相談支援センターにおいて、府民に身近な専門相談を実施 | 福祉部  子ども室 |
| 「性犯罪被害110番」による被害相談事業 | 被害申告に伴う精神的負担を緩和・軽減するため、電話、面接による相談を実施。また、事件化が困難な相談案件についても、適切な支援・相談方法について情報を提供 | 警察本部刑事部  捜査第一課 |
| ストーカー110番相談事業 | ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が相談に対応(24時間対応) | 警察本部  生活安全部  生活安全総務課 |
| 交番における女性相談事業 | 女性被害者の不安感を軽減・解消するため、女性警察官を配置している交番において、電話・来訪による相談に女性警察官が対応 | 警察本部  地域部  地域総務課 |
| 「列車内ちかん被害相談」相談所による被害相談事業 | 列車内等における痴漢等の被害相談に、女性警察官が対応するとともに、｢列車内ちかん被害相談電話・ＦＡＸ｣を設置し、24時間相談を実施 | 警察本部  地域部  鉄道警察隊 |

**＜被害者支援に関する主な取組＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 概　要 | 担当課 |
| 公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業 | 民間の病院を拠点とした「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が実施している相談支援事業等に対して補助を行うことで、被害の潜在化・深刻化を防止 | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| 女性のカウンセラーを  活用した心のケア体制の整備 | DV等被害女性を支援するため、被害者支援・保護にあたるＮＰＯ団体等へ女性カウンセラーを派遣する等、心のケアによる自立支援体制を整備 | 府民文化部  男女参画・府民協働課 |
| 配偶者暴力相談支援センター設置事業 | 女性相談センター等、府内７か所の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、DV被害者の保護等を図る | 福祉部  子ども室 |
| 性犯罪被害者支援における協力体制強化の推進 | 大阪府や支援団体、産婦人科医等、関係各団体の連携を図り、性犯罪被害者に対する二次被害の防止、各種支援及び適正な性犯罪捜査に関する協力体制を強化 | 警察本部刑事部  捜査第一課  警察本部総務部  府民応接センター |
| 児童買春・児童ポルノ事犯等の被害少年の保護対策の推進 | 児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反等の被害少年に対する継続的支援活動を推進 | 警察本部  生活安全部  少年課 |
| 被害少年支援活動の  推進 | 被害少年の精神的なダメージを軽減するため、関係機関の紹介、再被害を防止するための助言等の必要な支援を推進 | 警察本部  生活安全部  少年課 |
| ストーカー対策大阪ネットワークによる支援 | 大阪府警察主導により、行政、司法、医療、教育等の関係機関・団体と連携・協力し、ストーカー被害者等に対する切れ目のない支援等を実施 | 警察本部  生活安全部  生活安全総務課 |
| ｢配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律｣の適切な運用 | ｢配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律｣に基づき、被害者の意思を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る | 警察本部  生活安全部  生活安全総務課 |

**（３）　被害防止対策**

性暴力・性犯罪の根絶にあたっては、規制や取り締まりの強化及び再犯防止の推進等による被害の未然防止に向けた取組が必要です。

大阪府では、近年、社会問題化しているいわゆるJKビジネスや自画撮り被害等青少年の性被害を未然に防止するため、「大阪府青少年健全育成条例」による規制の強化に取り組んでいます。

再犯防止に関しては、国において、平成28年に、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、大阪府においても、同法に基づき、令和２年に「大阪府再犯防止推進計画」を策定し、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、取組を進めています。

さらに、平成24年に制定した「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」に基づき、18歳未満の子どもに対して性犯罪を犯した者を対象に、認知行動療法に基づく心理カウンセリング等を行って社会復帰を促進する取組を推進しており、加害者が自分の課題を自覚し、自らの行いを見つめ直す場として機能しています。

また、大阪府警においても、13歳未満の子どもに対して性犯罪を犯した者を対象に、出所後の継続的な所在確認や、面談など再犯防止に向けた取組を実施しています。

ストーカー加害者に対しては、ストーカー規制法に基づく「警告」や「禁止命令」といった行政措置や検挙措置のほか、令和３年に行政・司法・医療・教育・警察など幅広い関係機関が連携するストーカー対策大阪ネットワークを立ち上げ、加害者に対する精神科医療受診に向けた働きかけや心理学的なカウンセリング等による再犯防止に取り組んでいます。

このように、性暴力・性犯罪の根絶に向けては、規制や取り締まりに加え、加害側にも焦点を当てた取組を行い、被害の未然防止を、被害者支援との両輪で進めることが重要です。

**＜被害防止対策に関する主な取組＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 概　要 | 担当課 |
| 青少年を取り巻く社会環境の整備（大阪府青少年健全育成条例の運用） | 青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）に青少年を従事させること等を禁止し、被害の未然防止を図る | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護（大阪府青少年健全育成条例の運用） | 青少年に対する淫らな性行為、わいせつな行為、違法行為等への勧誘等及び当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、性被害やいわゆる「自画撮り被害」の未然防止を図る | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく社会復帰支援 | 子ども（18歳未満）に対する一定の性犯罪を犯し、刑期が満了した日から5年を経過しない間に、大阪府に住所を定めた方で、住所等を知事に届けられた方に、社会復帰支援を実施 | 政策企画部  青少年・地域安全室 |
| ストーカー対策大阪ネットワークによる再犯防止対策 | ストーカー加害者に対し、精神科医療での治療を勧め、再犯防止を図る | 警察本部  生活安全部  生活安全総務課 |
| 警察による性犯罪者の  再犯防止対策 | 法務省の協力を得て、子どもに対する強制わいせつ罪、強制性交等罪などの性犯罪により懲役または禁錮の刑を執行された者について、出所後の継続的な所在確認や面談などを実施 | 警察本部  生活安全部  府民安全対策課 |
| 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」  に基づく規制 | 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、被害者の意思を踏まえ、警告や禁止命令等の措置を適切に実施 | 警察本部  生活安全総務課 |
| 児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り | 児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反等の少年が被害者となる悪質な福祉犯の取締りを強化 | 警察本部  生活安全部  少年課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談機関  **４．相談窓口一覧** | 電話番号等 | 実施日等 |
| 【性犯罪被害相談】 | | |
| 性犯罪被害110番（大阪府警察本部） | #8103または0120－548－110 | 24時間 |
| 性暴力救援センター・大阪SACHICO | #8891　または072-330-0799 | 24時間 |
| SAP子どもサポートセンター「サチッコ」 | 06－6632－0699 | 14:00～20:00（水～土） |
| 大阪被害者支援アドボカシーセンター | 06-6774-6365 | 10:00～16:00（土・日・祝・年末年始除く） |
| 【児童生徒の相談（学校におけるセクシュアルハラスメント相談）】 | | |
| ○LINE相談（学校で配られたカードや  学校のポスターから友達登録してください。）  ○すこやかホットライン  （児童生徒からの相談）  ○さわやかホットライン  （保護者からの相談） | LINE：すこやか相談＠大阪府  06－6607－7361　[sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)  06－6607－7362　[sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)  QRコードからご利用ください。 | 毎週月曜日17:00～21:00  9:30～17:30（土・日・祝除く）  Eメール相談は24時間（ただし、回答は後日） |
| デートDV 110番  （デートDV防止全国マップ） |  | 19:00～21:00（火・水・木曜日）  18:00～21:00（土曜日） |
| 【ストーカー被害相談】 | | |
| ストーカー110番（大阪府警察本部） | 06－6937－2110 | 24時間 |
| 【職場におけるセクシュアルハラスメント相談】 | | |
| 大阪府労働相談センター | 06－6946－2601 | 9:00-12:15　13:00-18:00  木曜日は20時まで（土・日・祝除く） |
| 【女性相談】 | | |
| 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） | 06－6937－7800    SNS相談はこちら→ | 火～金16:00～20:00  土・日10:00～16:00（祝除く）  ※SNS相談の実施日はQRコード参照 |
| 大阪府女性相談センター | 06－6949－6022  06－6946－7890（DV専用） | 9:00～20:00（祝除く）  DV専用ダイヤルは24時間 |
| 【男性相談】 | | |
| 大阪府男性のための電話相談  (ドーンセンター) | 06－6910－6596 | 16:00～20:00  （第1・4水曜、第2・3土曜） |
| 【こころの電話相談】 | | |
| 大阪府こころの健康総合センター | 06－6607－8814 | 9:30～17:00（月・火・木・金） |
| 【その他相談】 | | |
| 女性の人権ホットライン（大阪法務局） | 0570－070－810 | 8:30～17:15（土・日・祝除く） |
| DV・セクハラ・性被害の電話相談  （大阪弁護士会） | 06－6364－6251 | 11:30～13:30（第2木曜） |